

宇部市立恩田小学校いじめ防止基本方針

2026年4月

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定並びにその後の改訂等をふまえ、恩田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為である。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行う。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の、学校教育目標が示す、「学び合い、支え合って生きる」（2019年改訂）を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めるものとする。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- 未然防止（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり）
- 早期発見（いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関わる情報の収集と記録・迅速な情報共有・けんかやふざけあいやいじりなども、被害を感じる児童の側に立ち対応）
- 早期対応（いじめ情報の収集と共有・関係児童に対するアンケート実施・聞き取り調査などによる事実関係の把握・いじめの被害児童に対する支援と加害児童に対する指導の体制や対応方針の決定と保護者との連携・必要に応じ関係機関との連携）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応・外部専門家との連携）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置する。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ることとする。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】 教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー（SC）、
スクールソーシャルワーカー（SSW）

【保護者や地域住民の代表】 学校運営協議会委員（地域住民代表）
愛育会長（保護者代表）

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した指導を行い、規範に基づき主体的に判断し行動できるよう、重点的かつ具体的に取り組む。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けている。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童会等による主体的な活動の充実を図ることとする。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 幼小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、幼小中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、幼小中連携の一層の促進に努める。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

ウ 教育相談月間との連携

平素から週1回の「ちょこっとアンケート」に加え、各学期に「いじめアンケート」や「なかよしアンケート」を実施した上で、全員に教育相談をすることにより、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行う。また、「相談ポスト」を校内に設置し、いつでも、誰でも、どんな内容でも教員に相談できる機会を設ける。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">① 児童同士の繋がりや関わりを大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進する。② 道徳教育を中核とした心の教育を推進する。③ 「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成する。④ 「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図る。⑤ 自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進する。⑥ 集団活動が苦手な児童に対しては、人と上手に関われるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、AFPYの手法を積極的に取り入れ、周りの児童が、集団活動が苦手な児童の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進める。⑦ 児童が自ら命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等いつでも身につけるよう、日常生活全般にわたって指導に取り組む。⑧ インターネット上のいじめについて、被害の大きさ・拡散の怖さなど学ぶ情報モラルの教育の充実を図る。⑨ 教職員自身が人権感覚を磨き、児童のいじめを助長するようなことが決してないよう、研修を重ね意識を高める。
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none">① 誰にも相談できない児童がいるのではないかとの認識の下、きめ細かな日常の観察を行う。「いじめアンケート」または「なかよしアンケート」を学期ごとに実施し、それをもとに児童と面談を行う。② 「ちょこっとアンケート（週1アンケート）」を継続して実施する。③ 「相談ポスト」を設置し、いつでも、誰でも、どんな内容でも教員に相談できる機会を設ける。④ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチすることに努める。特に、仲間内での言動に留意する。⑤ 特別支援学級に在籍する児童や、発達障害のある児童に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行う。⑥ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できる体制を整える。⑦ 休み時間の見守りは、可能な限り行う。⑧ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。⑨ 生徒指導部会で入念な情報交換をした上で、全職員に情報の共有化を図る体制を整える。

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。

いじめの
早期対応

- ① いじめの疑いが生じた場合、日常の観察や聴き取り等により、状況等の詳細の的確な把握を行う。
- ② 把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定する。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催する。
- ③ いじめられている児童が相談しやすい教職員が対応を行う。
- ④ 生徒指導主任と教育相談担当を中心とする複数の教職員が、いじめている児童への対応・指導を行う。
- ⑤ 該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、周囲の児童への対応・指導を行う。
- ⑥ 担任が主に指導するが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が、いじめられている児童と保護者へ誠意をもって対応を行う。
- ⑦ 面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等により、いじめている児童生徒の保護者への対応を行う。
- ⑧ 必要に応じ、管理職が、PTA等との協議等を行う。
- ⑨ 必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行う。

イ 家庭や地域との連携

家庭との
連携

- いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
- 保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進める。
- 学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設ける。
- いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進める。

地域との
連携

- 参観日を学校公開日と位置づけ、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高める。
- 児童がよく立ち寄る場所を、ふれあい運動推進員会等と連携して組織的な巡回指導等を行い、校外でのいじめの早期発見に努める。
- 地域見守り隊や民生委員・主任児童委員、その他の地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させる。
- 学校運営協議会等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図る。

(2) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。

また、学年を固定して（5年・6年）、ネットモラルについての講習会を実施する。必要に応じて他学年でも講習会の機会を持つ。

4 重大事態への対応

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行う。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告する。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行う。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を中核として、必要に応じて、弁護士・医師・警察、児童相談所等の関係機関をメンバーに加え、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力する。

(3) 調査結果の報告

当該児童生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告する。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行うこととする。